

二宮町町制施行 90 周年記念事業実行委員会会則（案）

（目的）

第 1 条 この会則は、二宮町町制施行 90 周年記念事業の円滑な実施を図るため、二宮町町制施行 90 周年記念事業実行委員会（以下、「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（業務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- （１） 記念キャッチコピー及びロゴマークの選考に関する事。
- （２） 記念事業に関する事。
- （３） 記念事業の P R に関する事。
- （４） その他記念事業の実施に関する事。

（組織）

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（役員）

第 4 条 委員会に次の役員を置く。

- （１） 会長 1 名
- （２） 副会長 1 名
- （３） 会計 1 名
- （４） 監事 2 名

2 会長、副会長、会計及び監事は、委員の互選によって定める。

（役員の職務）

第 5 条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、委員会の会計を司る。
- 4 監事は、委員会の会計を監査する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、会議の運営上必要があると認められるときは、委員会構成員以外の者を会議に出席させることができる。

（経費）

第 7 条 委員会の経費は、町交付金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、二宮町政策部企画政策課に置く。

(解散)

第9条 委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(委任)

第10条 この会則に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この会則は、令和6年10月18日から施行する。

別表(第3条関係)

1	二宮町地区長連絡協議会
2	二宮町商工会
3	二宮町観光協会
4	二宮町民俗芸能保存会連絡協議会
5	ゆめクラブ二宮
6	二宮町神輿保存会
7	一般町民
8	にのみや学園二宮町立学校長
9	二宮町健康福祉部子育て支援担当課長
10	二宮町都市部産業振興課長
11	二宮町都市部生活環境課長
12	二宮町教育委員会教育部教育総務課長
13	二宮町教育委員会教育部生涯学習課長